

## ◎ 日程第5 一般質問

○議長（太田宏司君）：休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番、小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：それでは一般質問通告書に基づき2項目、6点ほどについて質問をさせていただきます。

まず最初に1項目目、移住定住促進施策についてということですが、この件に関しては、午前中より同僚議員のほうで同じ質問がありました。同じ質問内容、また答弁にならないように注意し質問いたしますが、もしそのような点があったら答弁を割愛していただいても結構です。より具体的にちょっと聞きたいことがありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

移住定住促進施策についてはですね、この場で私、今回で3回目の質問になります。今年の秋、やっと実現していただいたなっていうのが自分の実感であります。午前中、村長のほうから行政報告もありましたとおり、味覚まるごとフェア、移住体験ツアー、両方とも大変好評であったと参加者からも非常に好感を得たという形で報告を受けました。

それで各市町村ではですね、数年前から移住定住対策に積極的な施策を展開しておりました。

その点について、過去においてこの場でいろいろ質問をさせていただきましたが、今回のこの移住定住促進施策の計画と実行は、他の町村とは差別化を図れる貴重なフェア、体験であったのかなというところが私の実感であります。非常にこの差別化を図ったいいツアー、フェアができたことによって、この猿払村における国がこれから政策として進めるCCRC構想とも連動させるような形で、これから事業を計画、実行していくのであろうなという私の思いであります。

そこで、このフェアと体験ツアーを行った後、来年度の計画、施策について村長の考えをお聞きします。

○議長（太田宏司君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただいまの小山内議員のご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

来年度の計画につきましては、目下検討中でございますけれども、基本的には今年度の取り組みを継続させていただきたいというふうに思っております。

移住定住者につきましては、一般的な年齢層もさることながら、本村においては高齢化率も低いというような状況もございまして、全国的に比べて低い位置にありますことから、シルバー世代につきましても積極的に受け入れをしていきたいというふうに考えております。他の自治体では若い人方の受け入れというところで軸足を置いているようなところもあるようでございますけれども、本村としては、若者からシルバー世代まで各世代にわたって、移住定住に向けて努力をしてみたいというふうに考えております。

また、次年度のツアー実施に向けての検討課題としましては、個人負担を設定することと併せて、このたびのツアーにおきましても50歳代の方々の参加者が約40%というふうになっておりますので、移住への実現性を高めた客層とすることで今のところ考えております。

更に、今回の参加者からのアンケートの意見等もありますので、それを早急に集約、分析をして、次回の事業のほうに反映をさせてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（太田宏司君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：村長のほうから来年度もこのツアー、事業を継続すると、まあフェアとツアーと今回2本あったんですが、具体的にはその点の話はありませんでした。

それで、個人負担も次年度は計画するというお話ですが、このたびの事業に関しては、国の上乗せ交付金によってソフト事業に関しては100%交付金事業ということで、国の補助金を使ってきた事業であります。基本的には今の村長の答弁

を聞きますと、来年度は単費でこの事業を行うと  
いうことの確認でよろしいでしょうか。

○議長（太田宏司君）：眞野副村長。

○副村長（眞野智章君・登壇）：ただいまご質問に  
お答えをさせていただきます。

来年度はですね、新型交付金、地方創生に係る  
新型交付金の部分で創設される予定でございます  
けども、基本的には2分の1の国の負担というふう  
に聞いております。

以上でございます。

○議長（太田宏司君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：理解いたしました。

この事業をやるにあたって、村長の固い意志と  
して私たちの委員会の中でも単費でもやるんだと  
いう強い意思を感じましたので、私も是非この事  
業に関しては、猿払村のためにCCRC構想とも  
連携させながらですね、是非事業を進めていただ  
きたいと思います。

また、CCRC構想に関しては、今のところ国  
の施策をちょっと勉強させていただくと、伊藤村  
長が推し進める移住定住だとか小規模多機能を使  
って高齢者の方々の介護サービス等、非常に考え  
が似たようなところがあります。是非このCCR  
C構想についても、今年の春、国の調査によって  
CCRC構想をこれから積極的に取り入れていく  
んだという自治体は、宗谷管内では稚内市と猿払  
村、利尻富士町、確かこの3市町村だと考えます。  
特に、戦略構想まで入れるっていうのが稚内市。  
是非今、私たちが生活している中でも稚内市との  
経済的、医療的、文化的な交流も不可欠なところ  
があると思いますので、そういうところも視野に入  
れながら、このCCRC構想を進めていただきた  
いと思います。

この構想に関しては、またこの場で次回になる  
かと思いますが、この場で村長と考えについて深  
く議論をしたいと思います。

次に二つ目、このたびの事業は皆さんご存知の  
とおり、猿払村にふるさと納税、ふるさと寄附金  
をしていただいた方が対象となっております。  
来年度もこの事業を実施するにあたり、参加対象

者はもっと幅広く事業の周知、広報することが私  
は得策であると考えますが、その点について村長  
の考えをお聞きます。

○議長（太田宏司君）：伊藤村長。

○村長（伊藤浩一君・登壇）：ただいまご質問に  
お答えをさせていただきたいと思います。

議員の仰るとおり、非常に私も重要というふう  
に考えております。また、今年度実施したふるさ  
と納税者からの切り口というのも、事業が成功し  
たひとつの大きな要因だというふうに考えており  
ます。実際、今回のフェアやツアーの参加者と直  
接お話をいたしますと、ふるさと納税の贈答品で  
猿払村を知り、それを食べ、今回の申し込みを行  
ったという方がほとんどの方でございました。

次年度以降につきましては、ツアー人数を減ら  
し、参加者との濃密な関係を構築させることを検  
討しておりますので、募集を広範囲とするのでは  
なくて、戦略的に寄附された方々にこの事業の積  
極的なPRを行う形が有効だというふうに考えて  
おります。

しかしながら、ふるさと納税者の今後の推移が  
不透明でありますことから、そういった事態を補  
うため、議員の仰るとおり、多方面への広報活動、  
その他手法についても喫緊に検討してまいりたい  
というふうに考えております。

以上です。

○議長（太田宏司君）：小山内君。

○議員（小山内浩一君・登壇）：村長のお考えのと  
おり、戦略的に絞ってやる事業も必要かと考  
えます。

過去においては、道において移住定住促進協議  
会というのを猿払村が入っているはずでございま  
す。私の考えとしてはですね、確かに、ふるさと  
納税をしていただいた方は猿払村に興味を持って  
いただいて、猿払村の食、文化や観光等にも興味  
を持っていただいている方かと思いますが、やはり  
今、シルバー世代に限ってと前回の質問でもあり  
ましたけど、若い方々のやはりこの事業を知って  
いただくということも必要であります。

周知、広報に関してはですね、よりホームペー

ジを使うなり極端に納税者に偏ることなくですね、この事業は推進していただきたいと思います。まして、来年度においては個人負担していただくということなんで、尚更のこと納税者に限らなく猿払村に興味ある方は来ていただくというのが私は得策でないかと思います。

3番目の質問です。

このたびの事業に伴い、さるふつ公園内に移住体験ハウスが建設されました。

先ほどこの同僚議員の質問でもちょっとあったんですが、より具体的にあの施設は11月1日から供用開始できることになっています。ただ、移住体験ツアーで見学が来るということで、その後、使用を開始するということでの答弁をいただいております。

そのことで、今まで、もう12月の初旬になりましたが、今までの使用状況とこれからの予約状況。これからの予約状況については、村長が先ほどお答えになったのは、来年度の予約状況だと私は考えました。より具体的に今年度に予約があるのか。

更に、60数名の予約者が来年の春からどのくらいの期間でどの期間を希望し、どのくらいの使用実績予定があるのかをお聞きしたいと思います。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

現在のところまだ利用はございません。

このたびのツアーにおきまして、移住体験住宅を見学する機会を設けたなどの成果により、62名からの申込みがあり、今年度中はそのうち数組が利用予定となっており、それ以外の方につきましては、来春以降の利用が予定されております。

今後につきましては、議員の仰るとおり移住体験から実際の移住、そして定住につなげていくために、特に住宅や就労に関する情報提供の充実に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

細かい数字につきましては、副村長のほうから

追加答弁をさせていただきたいと思います。

**○議長（太田宏司君）：**眞野副村長。

**○副村長（眞野智章君・登壇）：**細かい数字の部分についてはですね、現在、今集計中でございます、それで最初の応募としてはですね、2月中に2、3組というような話もありますけども、ここからが一番重要なことだと思っています。

62名、いわゆる31組の部分がですね、これがどういうふうな形で今後こうほんとに体験してくれるのかどうかを含めてですね、これからあの電話等で待っててもどうしようもないと思うんですね。ですから電話等も含めてですね、アフターケアをきちっとしながら、きちっとそのいつの時期に来れるかを含めてですね、今作成しようと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

**○議長（太田宏司君）：**小山内君。

**○議員（小山内浩一君・登壇）：**今の副村長答弁のとおり、受動的では私も駄目だと思います。

希望としては31組があったということで、まあ来たいという希望だけだと私は感ずるところではございます。今年度来る、来たいという希望があれば、副村長の言うとおおり、メールなりFAXなり電話なりで意向を聞いてですね、ましてや定員4名で1組しか、無理矢理すれば2組泊まれるんですけど、基本的にはラップできない施設なんで、その辺の工程調整というか宿泊調整も必要だと思いますので、基本的には積極的な展開をですね、これからしていただきたいと思います。

この事業を推進するにあたってですね、企画政策のほうでは、この8月から11月の間、非常に積極的な業務をしていただいたと私は評価しております。ただ、これがイベントを打ち上げてお疲れさんでした、ということではないと思います。これから非常に重要な施策を計画したり実行するところでございます。

よくこの場で私はお話ししますが、PDCAのサイクルが必要で、今のところPとDが終わったと。チェックが今アンケートにおいてこれからす

るところ。次のアクションをどう起こすかということが、これからの猿払村に問われているところだと思います。是非、積極的な推進をよろしくお願ひします。

それでは次、2項目。

空き家、廃屋対策についてということでお聞きします。これも私、ここの場で3回目の質問でございます。

前は離農跡地だったり工作物ついて質問したところではありますが、今、国内では空き家が非常に問題になっております。日本国内では、人口減少や地方での過疎化に伴い、空き家率が全国では13.5%。実に10件に1件以上の割合。道内では14.3%と言われております。

猿払村でも、ここ数年で非常に空き家が目立つようになってきております。村内の空き家率について調査したことがあるのであれば、その数値。

また、これからの対策についてお聞きします。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

村内の空き家の状況につきましては、消防支署で火災予防上の観点から調査しているものではございますけれども40戸というふうに把握しており、率にしますと5%と推計しております。

本村におきましても核家族化や少子高齢化などの影響により、空き家は今後間違いなく増加するものと考えており、その対策に喫緊に取り組みなければならないものと認識しております。

基本的には、その所有者の責任において処理すべきことですので、所有者にその対応を促していかなければなりませんけれども、将来的には移住定住施策と連動させる形での空き家バンク制度なども検討していきたいというふうに考えております。

**○議長（太田宏司君）：**小山内君。

**○議員（小山内浩一君・登壇）：**すいません。

数値について再質問で大変申しわけないですけど、空き家40戸。率にして5%。これは公営住

宅、職員住宅、村の所有物に対しても入っている数字でございますか。

**○議長（太田宏司君）：**中山総務課長。

**○総務課長（中山 誠君・登壇）：**ただいまのご質問ですけれども、あくまでも課税物件ということでございますので、村が所有する施設については含まれておりません。

以上です。

**○議長（太田宏司君）：**小山内君。

**○議員（小山内浩一君・登壇）：**理解いたしました。

課税物件ということは民間だけというふうに考えれば、非常に次の質問項目にも書いてはあるんですが、公営住宅や職員住宅を含めると非常に空き家率がドンとはね上がる数字になる。ある調査研究所の数値にいくと2030年には24.5%、全国では空き家率が増えるだろうと推測されております。ちょっと恐ろしい数字で4件に1件が空き家になるということでございます。

先ほど村長からも答弁がありました、移住定住政策と上手く絡めながらこれを解消していきたいということでございますが、2番目の質問、村営住宅の空き家についても非常に多くなってきております。

村の計画としてリノベーションする方法、リフォームする方法。また、解体をして土地を再利用する。村の計画に載せるというような早急な計画策定が必要と考えます。午前中の同僚議員の質問の中でも旧役場庁舎やこのすぐ裏にもある鬼志別中学校の体育館。もう空き家というよりは、公共建築物ではもう廃屋化しているんじゃないかというような景観であります。

村長の答弁にありました民間としては、所有者が責任を持つてということ。村の公共の建物は、その観点からいくと村が責任を持つて施策を進めて計画をして処分をするということだから、早急な計画と事業実施が必要と考えますが、その点についてお聞きします。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**ただいまの議員のご質問にお答えをさせていただきたいというふうに

思います。

議員の仰るとおり、村営住宅の一部につきましては、老朽化の進行等により入居させていない政策空家が村内全体で32戸存在しております。

建物の躯体のみを残し、住戸部分について全面的改善を行うトータルリモデル事業につきましては、国の交付金事業の対象となっており、本村におきましても公営住宅長寿命化計画の策定時に検討した経過はありますが、費用面でのメリット等が非常に乏しいことや敷地確保の問題などから、現在のところリノベーション方式による手法は考えておりません。

また、解体後の土地利用につきましては、浜鬼志別団地におきまして、現在の入居者の転居が済み次第、速やかに解体を進め、区画整理を行ったのち、村営住宅また民間アパートの建設用地としての確保を進める計画をしております。

以上です。

**○議長（太田宏司君）：**小山内君。

**○議員（小山内浩一君・登壇）：**リノベーションの施策は考えていないということでございますので、今、空家施策を実施してる公営住宅については、全て解体をするという方向と理解しました。

であれば、1年に全てというわけにはいきません。年次計画を立ててですね、古い順番それと計画がある今、浜鬼志別の公営住宅の跡地については計画があるようでの答弁をいただきましたので、この先、廃棄物処理が安くなることは絶対考えられませんし、もっともっと環境問題について厳しい施策を奨められると思います。1年でも早く解体する物は解体するという決断を持ってですね、次の計画へと移って行っていただきたいと思います。

次に、3番目の質問に移ります。

廃屋、まあ空き家と廃屋、基本的にその線引きが難しいところでございますが、また利用しなくなった工作物等が村内でも多くなってきております。

3年前にこの場で質問した時は、離農跡地、特に238号線沿い浜鬼志別、知来別間の離農跡地について、その時の理事者は今そこに座っている

伊藤村長ではありませんでしたが、質問をさせていただきました。

景観上、防犯上においても早急な対策が必要と考えますが、ほとんどが民間の所有物で行政としての対応が難しい現状も理解するところでありませぬ。行政としての指導や勧告も必要と考えますが、これからの施策について村長の考えをお聞きしますと、2年前に同じ質問をこの場でしております。

その時には関係機関と十分協議の上、早急な対策をとるという答弁を受けたんですが、基本的には、あの2年ほど前からは1戸建物が壊された状態で廃屋のまま。基本的には離農跡地という不法放棄物というか、もうどちらでもとれるような状態。非常に景観上、悪いというふうに見受けられます。

これから移住定住促進を進めるにあたって、やはり村の景観というのは非常に大事でございます。その施策について、村長の考えをお聞きしたいと思っております。

**○議長（太田宏司君）：**伊藤村長。

**○村長（伊藤浩一君・登壇）：**ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

昨年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法が公布されました。本年5月より全面施行され、その概要につきましては、市町村における空き家等対策計画の策定のほか、空き家等への調査や所有者を把握するために必要な固定資産税情報の内部利用等が可能となっております。また、廃屋等に当たる特定空家等にみなされた場合は、その所有者に対し除去等の助言や指導ができるものとされており、それでも改善がされない場合は勧告や改善命令、最終的には行政代執行の方法による強制執行も可能となっております。

また、これまでは建物を解体して更地にした場合、土地に対する固定資産税の優遇措置から除外されてしまうことが空き家対策上のネックでありましたが、特定空家等に対する改善勧告がされた場合も同様に、土地に対する固定資産税の軽減措置が受けられないこととなりました。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、本村にお

きましても空き家、廃屋対策が喫緊の課題であると認識しております。しかしながら、不在地主も多く存在すると思われ、この問題を解消することは容易でないと感じておりますけれども、法の趣旨に基づき本村でも条例化の検討を喫緊に進めてまいりたいというふうに思っております。

また、蛇足ではございますが、現在、小規模多機能型居宅介護施設、また、生活支援ハウスを建設の主旨として念頭に置いておりますけれども、そういった場合、生活支援ハウス、仮に独居老人、老人世帯が生活支援ハウスに移って来られるという場合も当然考えられます。そうすると、その方々が住んでいた住宅が空き家になっていくということも考えられますので、その空き家をどうするか。

仮にきちっと評価をして行政で買い取って、先ほども言いましたけれども、定住者の方々に提供させるだとか民間の方に売るということも念頭に置きながら、空き家を出さないような施策も今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○議長（太田宏司君）：**小山内君。

**○議員（小山内浩一君・登壇）：**非常に難しい問題であるということは、質問者の私も理解するところでありますが、行政だけでなく関係機関、また民間等々いろいろ計画、政策を練りながらですね、一つでも二つでも廃屋が無くなること。

最後に、村長のほうから生活ハウスをした場合、独居老人や老人が移ってきた場合は空き家になる。空き家の政策を進められるにあたって、一番の効果はということで、国のほうでも方針を出しております。空き家をつくらないこと。管理を不十分にしないこと。それが一番の政策ではないかというふうに言われてます。

まず、空き家問題に取り組むにあたっては、その地域の実態把握をすること。それと町内外の連携とワンストップ化が重要であると。まあ、猿払村にはちょっとこれはすぐわないのかもしれないですけど、市場環境の整備。まあここで不動産というのは、なかなか厳しい地域であることは理解

してますが、地域政策と市場環境の整備が両輪で取り臨む。それと予防対策こそが第一の政策だというふうに、今、村長の仰ったとおり、空き家をつくらない予防対策が一番だということを謳っております。

この2項目の質問、移住定住、また空き家対策は、私はリンクしていると考えておりますので、この点について、実行力のある来年度に向けての政策、計画を希望して私の質問を終わります。

**○議長（太田宏司君）：**これで一般質問を終結いたします。